

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（**廃止**・縮減）

（経済産業省）

制 度 名	事業革新設備等の特別償却（資源需給構造変化対応設備等）の即時償却部分		
税目（条文番号）	所得税、法人税 （租税特別措置法第 11 条の 3 第 3 項、第 44 条の 3 第 3 項、第 68 条の 21 第 3 項、租税特別措置法施行令第 28 条の 6、第 39 条の 5 1、租税特別措置法施行規則第 20 条の 10、第 22 条の 3 2）		
見 直 し の 内 容	<p>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」。）に基づく事業革新設備等の特別償却（ ）については、適用期限の延長を要望しない。</p> <p>（ ）租税特別措置法第 11 条の 3 第 2 項、第 44 条の 3 第 2 項及び第 68 条の 21 第 2 項に定める資源需給構造変化対応設備等のうち、平成 23 年 3 月 31 日までに取得した設備等に適用される措置（即時償却）に関するものに限る。</p>		
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td>+ 27,741 万円 （ 45,800 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+ 27,741 万円 （ 45,800 百万円）
平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+ 27,741 万円 （ 45,800 百万円）		
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>本措置は平成 21 年度に創設されたものであるが、当時原油等の資源価格の高騰に加えて世界的な金融危機に見舞われる中で、景気後退局面の長期化・深刻化を懸念する声が高まり、新たな経済対策が政府内で講じられることとなり、本措置も手当されたものである。</p> <p>金融危機後の景気低迷が続き、企業の設備投資が大幅に減少する中で、平成 21 年 6 月に改正産活法が施行され、本措置の適用を受ける計画が平成 21 年度末時点で 11 件認定されているが、当該認定を受けた企業の投資規模は下げ止まる傾向にあるなど、本措置が意図した景気対策的な効果は一定程度実現されたと考えられる。</p> <p>現下の日本経済は引き続き厳しい局面にはあるものの、景気回復の兆しが見られ、企業の設備投資動向を示す指標も上向きつつあることから、本措置の政策目的は概ね達成されているものと考えられる。</p> <p>よって本措置の延長要望は行わず、適用期限である平成 23 年 3 月 31 日をもって廃止することとする。</p>		